



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課） 1
- 指定納付受託者の指定（技術・建設業課） 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） 2

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課） 2

公安委員会事項

- 道路交通法第44条第2項第2号に基づく合意 2

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 4

告 示

沖縄県告示第343号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
中部徳洲会病院	北中城村字比嘉801番地	医療法人徳洲会	令和6年10月1日	令和9年9月30日
南部徳洲会病院	八重瀬町字外間171番地1	医療法人徳洲会	令和6年10月1日	令和9年9月30日
宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原552番地1	医療法人徳洲会	令和6年10月1日	令和9年9月30日
石垣島徳洲会病院	石垣市字大浜446番地1	医療法人徳洲会	令和6年10月1日	令和9年9月30日
沖縄県立八重山病院	石垣市字真栄里584番地1	沖縄県	令和6年10月1日	令和9年9月30日

沖縄県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年9月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（大多良原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年8月10日から令和7年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（比嘉地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 8 月 30 日から同年 12 月 20 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 6 年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 ウェルネット株式会社 北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4
- 2 指定をした日 令和 6 年 9 月 6 日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 建設業許可・経営事項審査電子申請システムを利用して納付する沖縄県建設業許可申請等に係る手数料

沖縄県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和 6 年 9 月 27 日から同年 10 月 10 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 浦添西原線
- 2 供用開始の区間 浦添市前田一丁目1532番1から浦添市前田一丁目1531番8まで
- 3 供用開始の期日 令和 6 年 9 月 30 日

公 告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により、令和5年度における人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和 6 年 9 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第162号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、豊見城市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について次のとおり合意した。

令和 6 年 9 月 27 日

沖縄県公安委員会

- 1 合意した者

- (1) 沖縄バス株式会社
- (2) 那覇バス株式会社
- (3) 株式会社琉球バス交通
- (4) 沖縄総合事務局長
- (5) 沖縄県公安委員会
- (6) 豊見城市長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

名称	所在地
アウトレットモールあしびなー前（豊見城南高校方面）	豊見城市字豊崎 1 番地190
豊崎入口（豊見城南高校方面）	豊見城市字豊崎 1 番地190
翁長北（豊見城南高校方面）	豊見城市字渡橋名289番地42
豊見城南高校前（豊見城小学校方面）	豊見城市字翁長444番地 1
翁長（豊見城小学校方面）	豊見城市字翁長 9 番地 3
保栄茂（豊見城小学校方面）	豊見城市字保栄茂89番地 3
保栄茂入口（豊見城小学校方面）	豊見城市字保栄茂650番地 2
武富（豊見城市役所方面）	豊見城市字高嶺309番地 2
豊見城平良（豊見城市役所方面）	豊見城市字平良94番地 2
豊見城中央公民館前（豊見城市役所方面）	豊見城市字平良261番地 2
豊見城郵便局前（豊見城市役所方面）	豊見城市字上田536番地28
豊見城市役所前（豊見城警察署方面）	豊見城市字上田563番地 3
豊見城中央病院前（豊見城警察署方面）	豊見城市字宜保269番地 3
平和台団地入口（豊見城警察署方面）	豊見城市字我那覇486番地 3
我那覇（豊見城南高校方面）	豊見城市字伊良波518番地 7
伊良波（豊見城南高校方面）	豊見城市字伊良波154番地
座安入口（豊見城南高校方面）	豊見城市字座安270番地
与根入口（豊見城南高校方面）	豊見城市字渡橋名278番地
翁長北（イーアス沖縄豊崎方面）	豊見城市字翁長869番地24
豊崎入口（イーアス沖縄豊崎方面）	豊見城市字豊崎 1 番地190
アウトレットモールあしびなー前（イーアス沖縄豊崎方面）	豊見城市字豊崎 1 番地190
道の駅豊崎（イーアス沖縄豊崎方面）	豊見城市字豊崎 3 番地 4

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

豊見城市が実施する豊見城市自動運転バス実証運行で使用するものに限る。

4 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2 の停留所における 3 の自動車の停車又は駐車の期間は、令和 6 年 9 月 27 日から同年 11 月 1 日までとし、3 の自動車の運行時間内に限るものとする。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和 6 年 9 月 27 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

施設の名称	所在地	変更年月日
(新) 社会福祉法人麗峰会 特別養護老人ホーム 沖縄一条園	沖縄市与儀三丁目 5 番10号	令和 3 年 4 月 1 日
(旧) 社会福祉法人榕樹会 特別養護老人ホーム 沖縄一条園		

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

人事行政の運営等の状況

令和５年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第１ 趣旨

任命権者が報告した令和５年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した令和５年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定により公表するものである。

第２ 人事行政の運営の状況

１ 職員の任免及び職員数に関する状況

(１) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第３号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（令和５年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	151	32	14	45	242
事務職	89	32	7	11	139
技術職	62	0	7	34	103
警察職	30	0	57	4	91
教育職	0	0	0	467	399
企業職	9	0	1	227	237
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- １ 一般行政職 ２から５までに掲げる職員以外の職員
- ２ 警察職 公安職給料表が適用される職員
- ３ 教育職 教育職給料表が適用される職員
- ４ 企業職 沖縄県企業職員
- ５ 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に基づき任命権者が採用した職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条の規定に基づき、任命権者が採用した職員（以下「暫定再任用職員」という。）の状況である。ただし、暫定再任用職員の任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況（令和５年度）

（単位：人）

区分	定年前再任用 短時間勤務	暫定再任用	(参考) 暫定再任用 (短時間)	合計
一般行政職	0	102	74	176
事務職	0	61	32	93
技術職	0	41	42	83
警察職	0	0	39	39
教育職	0	266	126	392

企 業 職	0	9	87	96
現 業 職	0	35	4	39

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（令和5年度）

（単位：人）

区分	定年退職	早期退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	1	7	172 (43)	1	1	0	3	178	363
警 察 職	0	6	60 (25)	0	0	0	0	12	78
教 育 職	0	22	290 (115)	0	2	0	4	57	375
企 業 職	7	0	250 (13)	0	0	0	2	0	259
現 業 職	0	1	0 (0)	0	0	0	0	8	9

備考 1 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の6第1項の規定による退職及び同法第28条の7第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 早期退職 早期退職募集制度による退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

2 表中「普通退職」には、暫定再任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条、第4条及び第5条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条及び第18条の規定に基づき、任命権者が採用した任期付職員を含む。

3 表中「普通退職」では、任期の定めのない常勤職員で満60歳以上において定年前に退職する職員は括弧書きとし、職員数の内数としている。

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

ア 職員数の状況

（各年4月1日現在 単位：人）

区分		職員数			対前年増減数			令和5年度分の主な増減理由
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
一 般 行 政 部 門	議会	41	43	43	△1	2	0	感染症対策応援業務の縮小に伴う各部門間の増減
	総務企画	794	776	787	18	△18	11	地域外交室設置等に伴う
	税務	164	160	163	△7	△4	3	総務部門の増
	民生	423	407	429	△8	△16	22	児童相談所の体制強化等
	衛生	603	744	743	43	141	△1	に伴う民生部門の増
	労働	90	87	88	1	△3	1	大規模イベント・物価高
	農林水産	868	844	861	△6	△24	17	対策事業等に伴う商工部
	商工	260	264	291	△5	4	27	

	土木	738	712	720	7	△26	8	門の増
	小計	3,981	4,037	4,125	42	56	88	(参考：人口10万人当たりの職員数282人)
特別行政	教育警察	16,527 3,208	16,549 3,208	16,674 3,228	2,128 △11	22 0	125 20	生徒指導業務等の増 欠員補充
	小計	19,735	19,757	19,902	2,117	22	145	
普通会計計		23,716	23,794	24,027	2,159	78	233	(参考：人口10万人当たりの職員数1,642人)
公会計 公営企業部門等	病院	2,922	2,985	3,064	35	63	79	交替制・看護体制強化
	水道	228	228	228	3	0	0	
	下水道	73	72	76	3	△1	4	欠員不補充
	その他	28	27	28	△2	△1	1	その他
小計		3,251	3,312	3,396	39	61	84	
合計		26,967	27,106	27,423	2,198	139	317	(参考：人口10万人当たりの職員数1,853人)
		28,285	28,840	28,835	190	555	△5	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
- (4) 合計欄の最下段の数値は、条例定数の数値である。

イ 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

区分	21歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 以上	計
職員数	人 86	人 1,731	人 3,025	人 3,412	人 3,900	人 4,024	人 4,724	人 3,867	人 2,288	人 366	人 27,423

ウ 職員数の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の 増減数（率）
職員数	人 24,345	人 24,511	人 24,769	人 26,967	人 27,106	人 27,423	人 3,078（12.6%）

備考 1 各年度における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数

2 組織再編等のあった部門にあつては、組織再編等の前の年については組織再編前の部門における合計職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況（令和5年度）

評価の方法		評価者	評価結果の活用
知事 事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分

等	一般職に属する職員		
	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警察本部	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令（平成29年沖縄県警察本部訓令第4号）第7条の規定に基づく定期評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	昇任試験での加点措置等
	【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	条件付採用職員の正式採用
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた人事評価 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	昇格及び昇給への反映
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	勤勉手当成績率への反映
教育庁	【事務局】 能力評価及び業績評価（一般職に属する職員） 所属長等による勤務成績の評価及び面談（条件付採用期間中の職員）	所属長等	・昇給及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分 ・条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
	【県立学校及び小中学校】 役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） 評価方法：5段階の絶対評価（一部3段階） 自己申告と評価者面談（年3回実施） 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 評価結果は全員に開示し、教職員の資質能力の向上を図る。 苦情には「苦情相談」と「苦情処理」で対応	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定、任用並びに分限処分
議会事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 全職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監査委	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定

員 事 務 局	【対象職員】 一般職に属する職員		
人 事 委 員 会	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
企 業 局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定並びに昇任
病 院 事 業 局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 本局を本務として在籍する一般職員	所属長等	昇任、給与及び定期人事異動等

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 令和4年度 の person 費率
令和 5 年度	人 1,485,669	千円 846,256,545	千円 4,438,371	千円 204,457,302	% 24.2	% 22.6

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 あたりの給与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 あたりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和 5 年度	人 24,027	千円 100,953,091	千円 18,560,260	千円 39,783,128	千円 159,296,479	千円 6,630	千円 6,819

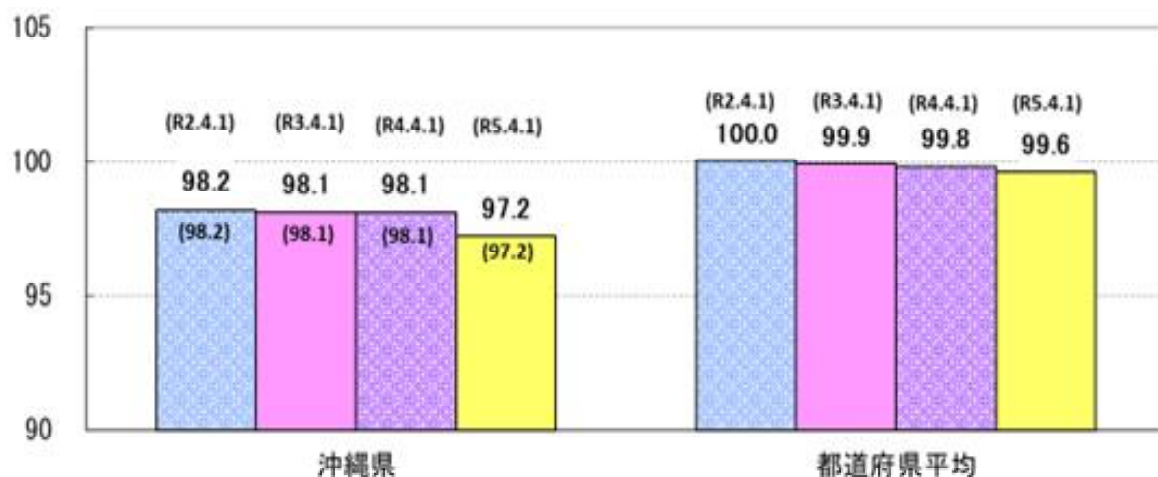
備考 1 表中「職員数」は、令和5年4月1日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

1 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況

(ア) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



備考 １ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

２ ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(イ) ラスパイレス指数の上昇理由等

該当なし

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和５年度	円 352,595	円 349,255	円 3,340	% 0.96	% 0.95	% 1.1

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和５年度	月 4.48	月 4.40	月 0.08	月 0.1	月 4.50	月 4.50

(注) 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２パーセントの引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

(ア) 給料表の見直し

〔実施 未実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2パーセント引下げ。
初任給等は引き下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大4パーセント程度引下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表(1)以外の給料表において見直しを実施。

新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置を実施。

(イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定。

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。国と同様に段階的に支給率を引き上げ。なお、本県内において支給対象地域はなし。

(ウ) その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 平成27年4月1日

カ 特記事項

なし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.4 歳	312,602 円	372,277 円	343,483 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
都道府県平均	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	A/B
沖縄県	55.4歳	249人	298,687円	335,474円	316,312円	—	—	—	—
うち運転士	57.4歳	39人	323,451円	354,026円	340,328円	乗用自動車運転者	51.4歳	224,000円	1.58
うち用務員	55.7歳	87人	271,082円	295,294円	284,923円	運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	1.22
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	57歳	51人	334,924円	399,522円	362,516円	—	—	—	—
うち介助員	49.7歳	38人	259,189円	287,743円	274,219円	—	—	—	—
うち電話交換士	55.3歳	4人	359,850円	376,675円	367,350円	—	一歳	一円	—
うち印刷技士	非公表歳	1人	非公表円	非公表円	非公表円	—	一歳	一円	—

うち土木整備員	58歳	8人	317,863円	350,390円	334,738円	—	—歳	—円	—
うち守衛	非公表歳	1人	非公表円	非公表円	非公表円	警備員	51.0歳	202,200円	非公表
うち調理員・調理士	56.8歳	20人	326,980円	375,765円	342,155円	飲食物調理従事者	44.5歳	211,200円	1.78
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
都道府県平均	54.0歳	157人	309,751円	363,470円	340,288円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	5,509千円	3,047千円	1.81
うち用務員	4,242千円	3,254千円	1.30
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	6,189千円	—千円	—
うち介助員	4,001千円	—千円	—
うち電話交換士	6,166千円	—千円	—
うち印刷技士	非公表	—千円	—
うち土木整備員	5,470千円	—千円	—
うち守衛	非公表	2,598千円	非公表
うち調理員・調理士	5,787千円	2,753千円	2.10

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	46.0 歳	386,028 円	435,382 円
都道府県平均	44.8 歳	369,044 円	430,934 円

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.1 歳	359,631 円	403,220 円
都道府県平均	41.8 歳	353,669 円	409,129 円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	38.9 歳	326,754 円	445,669 円	360,852 円
国	41.6 歳	323,004 円	—	382,749 円
都道府県平均	38.9 歳	328,653 円	472,237 円	378,067 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円
技 能 労 務 職	高校卒	151,900 円	—
	中学卒	143,800 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	207,400 円	—
	高校卒	181,800 円	—
小・中学校教育職	大学卒	207,400 円	—
	高校卒	184,400 円	—
警 察 職	大学卒	212,000 円	214,900 円
	高校卒	178,000 円	178,000 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	253,592 円	361,375 円	381,596 円	404,285 円
	高校卒	216,808 円	293,786 円	336,613 円	371,000 円
技 能 労 務 職	高校卒	—	—	348,600 円	355,900 円
	中学卒	—	—	—	362,125 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	299,916 円	381,946 円	420,237 円	434,916 円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	305,132 円	381,311 円	409,428 円	423,557 円
	高校卒	—	—	—	—
	大学卒	286,289 円	373,510 円	416,692 円	407,395 円

警 察 職	高校卒	264,978 円	334,033 円	384,145 円	402,974 円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

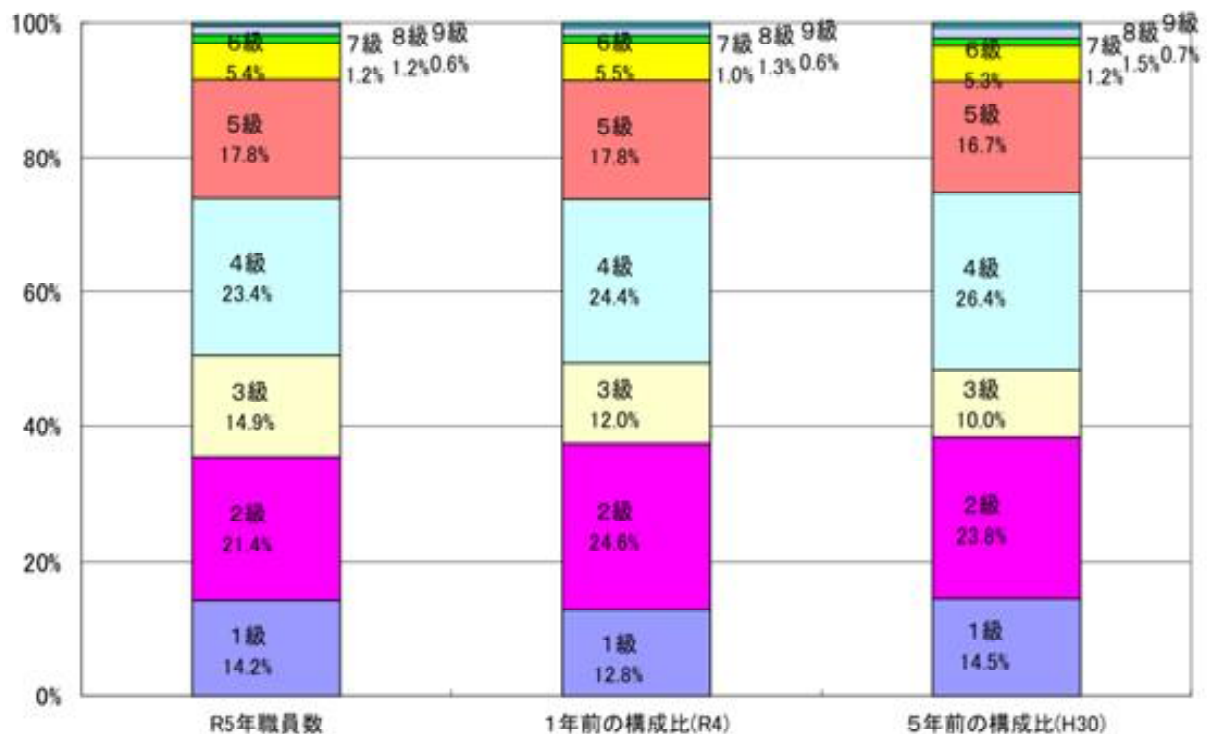
(イ) 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は技師の職務	696人	14.2%	150,100円	247,600円
2 級	主任の職務	1,045人	21.4%	198,500円	304,200円
3 級	主査又は主任技師の職務	726人	14.9%	234,400円	350,000円
4 級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,143人	23.4%	266,000円	381,000円
5 級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	870人	17.8%	290,700円	393,000円
6 級	課長又は副参事の職務	262人	5.4%	319,200円	410,200円
7 級	困難な業務を行う課長の職務	58人	1.2%	362,900円	444,900円
8 級	統括監又は参事の職務	58人	1.2%	408,100円	468,600円
9 級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	27人	0.6%	458,400円	527,500円

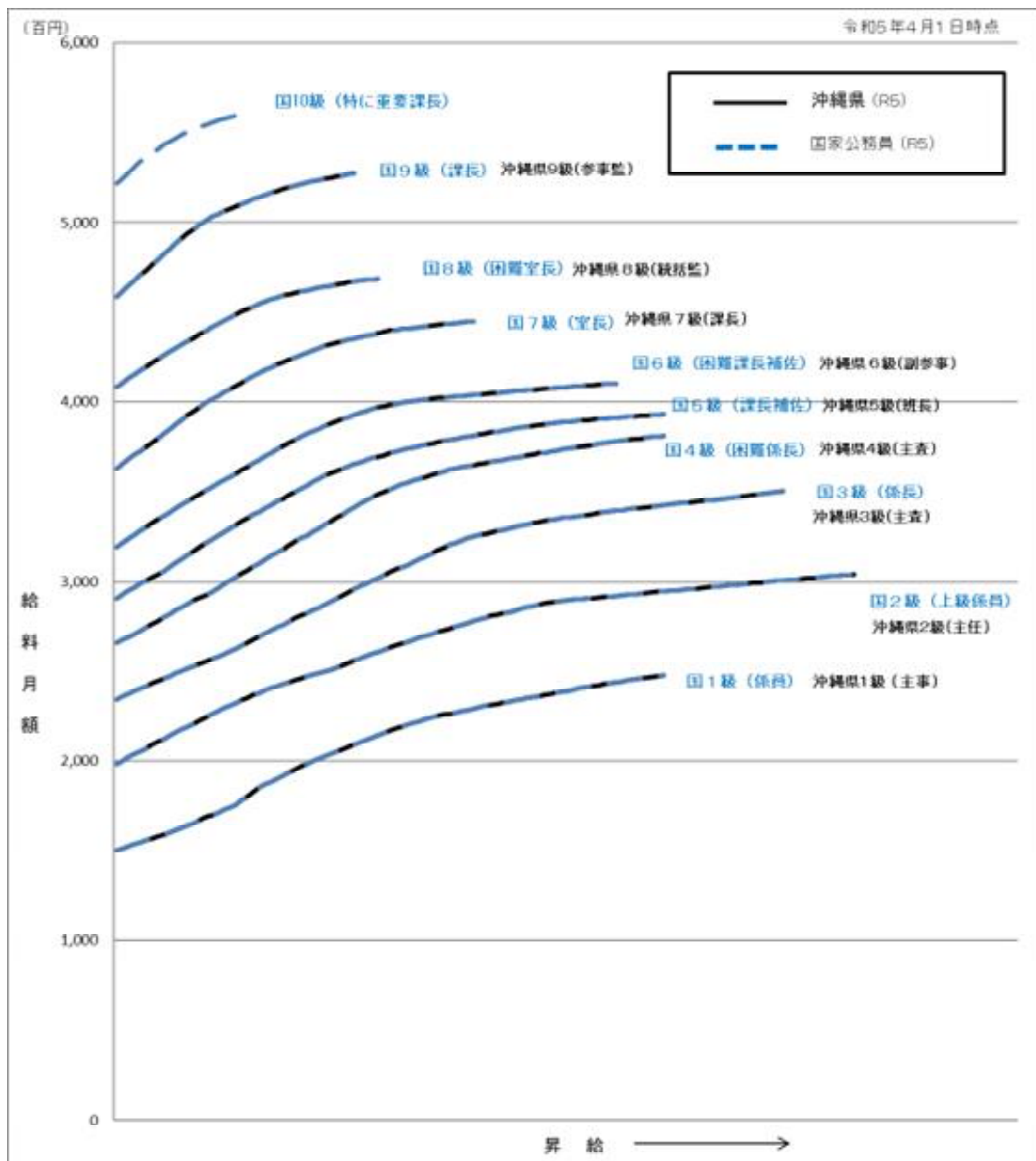
備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(イ) 級別職員の構成比



イ 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月1日から令和6年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準及び下位の区分			○		○
上位及び標準の区分					
標準及び下位の区分					

	標準の区分のみ（一律）				
イ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
令和5年度1人当たり平均支給額 1,554千円	—
令和5年度支給割合 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	令和5年度支給割合 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセントから25パーセントまで

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準及び下位の成績率		○		○
上位及び標準の成績率				
標準及び下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

沖縄県	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 6,986千円 22,080千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) — 円 — 円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）			57,459千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）			809,282円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	43 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	5 人	16.0 %
愛知県名古屋市	15.0 %	1 人	15.0 %
千葉県千葉市	15.0 %	1 人	15.0 %
埼玉県さいたま市	15.0 %	1 人	15.0 %
埼玉県草加市	6.0 %	1 人	6.0 %
医師・歯科医師	16.0 %	22 人	16.0 %
平均支給率	0.06 %	—	0.06 %

備考 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）			1,143,402千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）			88,560円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算見込み）			53.7%	
手当の種類（手当数）			46	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算見込み）	左記職員に対する支給 単価
種雄牛等取扱 手当	畜産研究センター及び 家畜改良センターに勤 務する職員（現業職員 を含む。）	(1) 牛及び豚の自然交 配、精液の採取若しく は人工授精又はこれら の作業の準備のために 牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作 業の準備のために牛を 御する作業	43千円	日額230円
交通取締等手 当	特定警察官（警察官の うち警部以下の階級に あるものをいう。以下 「特定警察官」とい う。）及び渉外事件通 訳員	交通の取締り、人身事故 の処理及び高速道路での 物損事故の処理作業	9,931千円	(1) 日額560円（高速 道路における作業の 場合は、日額840 円） (2) 東日本大震災に対 処するため、引き続

				き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	12,032千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官並びに商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に勤務する職員	火薬類取締法及び高圧ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	2千円	日額230円
海上業務手当	職員	船舶に乗り組み、航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	9,106千円	日額230円 (警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、1,100円、日没から日の出までの間に特に困難な作業に従事した場合にあっては、1,650円)
暴風雨時手当	職員(現業職員を含む)	暴風雨時(当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。)において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	29,825千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主事、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司等	福祉に関する業務	24,532千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司	福祉に関する業務		日額900円
	児童相談所に勤務し現	福祉に関する業務		日額1,120円

	業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の可否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員			
	福祉事務所に勤務し現業を行う母子・父子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事、女性相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	—	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	—	日額250円
精神保健業務手当	保健医療部地域保健課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	22千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又	94千円	1回5,200円 (特殊危険物質等の製

		はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業		造解明実験作業の場合は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官並びに農林水産振興センター農林水産整備課、水産海洋技術センター、栽培漁業センター、教育庁文化財課、埋蔵文化財センター、沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	206千円	(1) 潜水深度20mまで1時間310円 (2) 潜水深度30mまで1時間780円 (3) 潜水深度30m超1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	686千円	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	6,072千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (一等及び二等整備士の場合は、1時間1,500円) (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業（これに直接関連する業務を含む。） (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用の	—	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額820円 (5) 日額820円

		おそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業		
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	750千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	61,990千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（(2)に掲げる業務を除く。） (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）	4,193千円	(1) 日額820円 （船長、機関長等は、日額1,750円） (2) 日額1,640円 （船長、機関長等は、日額3,500円） (3) 日額410円 （船長、機関長等は、日額870円） (4) 日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における指導の業務 (2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内にお		(1) 日額2,750円 (2) 日額1,650円

		ける実習を除		
浄化処理作業 手当	下水道事務所（管理 班、施設班、水質管理 班及び浄化センター （水質管理業務に従事 する職員に限る。）に 限る。）に勤務する職 員	(1) 下水道施設における 汚泥等の処理作業 (2) 汚水管、下水道処理 施設等における維持管 理作業 (3) 汚泥等の採取作業 (4) 汚泥等の化学試験及 び検査作業	257千円	日額450円 （4の作業に従事した 場合、日額290円）
防疫等作業手 当	職員	(1) 感染症の病原体に汚 染されている区域にお ける防疫作業 (2) 家畜伝染病予防法 （昭和26年法律第166 号）第2条第1項に規 定する家畜伝染病（口 蹄疫、高病原性鳥イン フルエンザ、低病原性 鳥インフルエンザ及び 豚熱に限る。）のまん 延を防止するために行 う家畜のと殺、家畜の 死体の焼却若しくは埋 却又は畜舎等の消毒の 作業 (3) 職員が家畜伝染病の まん延を防止するため に行う作業（前号の作 業を除く。）で豚熱の まん延を防止するため に行う野生いのししの 死体の運搬若しくは埋 却又は野生いのししの 捕獲現場等の消毒の作 業 (4) 家畜伝染病予防法第 2条第1項に規定する 家畜伝染病（流行性脳 炎、狂犬病、炭疽、ブ ルセラ病及び鼻疽に限 る。）の病菌を有する 家畜又は有する疑いの ある家畜の防疫作業 (5) 動物用生物学的製剤 製造又は病原検索試験 研究の作業	10千円	(1) 日額290円 (2) 日額380円 （牛のと殺作業に従事 した場合は、日額760 円） (3) 日額290円 (4) 日額290円 (5) 日額290円

	(1) 保健所に勤務する 運転士 (2) 家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場に勤務する現業職員 (3) 現業職員 (4) 現業職員	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 (2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 (3) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (4) 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業		(1) 日額290円 (2) 日額290円 (3) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） (4) 日額290円
有害薬物取扱等手当	(1) 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター、工業技術センター等に勤務する職員 (2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 (2) 医療法（昭和23年法律第205号）及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	217千円	日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業		

	海洋技術センター又は 高等学校に勤務する現 業職員			
用地等交渉手 当	土木事務所（用地班、 河川都市用地班等）等 に勤務する用地等交渉 業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用 地の買収その他物件の移 転補償に関し、現地で直 接交渉する業務並びに当 該業務のために行う調整 等に関する業務	9,212千円	日額750円 （業務が午後6時以 降の場合は、1,000 円）
	土木建築部道路管理 課、土木事務所等に勤 務する職員	公共事業の用に供する用 地の買収その他物件の移 転補償に関し、現地で直 接交渉する業務並びに当 該業務のために行う調整 等に関する業務		日額600円 （業務が午後6時以降 の場合は、1,000円）
私服捜査等手 当	特定警察官、警察本部 に勤務する電子計算機 に係る犯罪の解析その 他情報技術の解析の作 業に従事する職員及び 渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場 における犯罪の予防若し くは捜査の作業又は被疑 者の逮捕の作業	27,888千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置 者の看守の作業	5,239千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令 により拘禁されている者 の護送作業	2,258千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつて は、特定警察官に限 る。）	指掌紋、足こん跡、手 口、写真又は似顔絵を利 用する犯罪鑑識作業並び に理化学、法医学、心理 学、情報工学又は銃器弾 薬類の知識を利用する犯 罪鑑識作業及び警察犬を 利用して行う足跡追及、 爆発物捜索、捜索救助の 作業	2,944千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警 察官及び機動隊員等によ る警らの作業	39,965千円	日額340円（東日本大 震災に対処するため、 引き続き5日以上従事 した場合は、1日につ き日額840円を加算）

夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	120,692千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療総務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	—	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	4,384千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1,838千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	—	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	50,069千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事した場合は、日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	525,789千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して		日額5,100円

		行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額2,700円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	214千円	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	1,212千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	139千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	222千円	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	120,675千円	日額200円

	の主任等の職務を担当する教諭に限る。)			
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	708千円	日額640円 (天皇、皇后等の身辺の警護の作業の場合は、1,150円)
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	169千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	63,394千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	396千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） (3) 帰還困難区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 帰還困難区域に設定することとされた区域（屋内） (5) 居住制限区域（屋外）	—	(1) 日額20,000円 （敷地内の屋外作業の場合は13,300円） (2) 日額3,300円 (3) 日額6,600円 (4) 日額1,330円 (5) 日額3,300円

		(6) 居住制限区域（屋内）		(6) 日額660円 (3)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割
原子力緊急事態関連作業手当	職員	職員が原子力緊急事態宣言であった場合で、緊急事態応急対策実施区域等を考慮して定める区域における業務	—	日額20,000円以内
防疫等作業手当（特例）	職員	新型コロナウイルス感染症に対処するため、(1)から(4)までに掲げる区域で行う(5)から(10)までに掲げる業務 【区域】 (1) 病院、診療所又は宿泊施設（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の療養等を行うための宿泊施設） (2) 新型コロナウイルス感染症の患者等が前号に掲げる施設への移動に際して使用する施設 (3) 新型コロナウイルス感染症の患者等の搬送に使用する自動車、船舶又は航空機 (4) 女性相談所（一時保護所に限る。）、若夏学院、児童相談所（一時保護所に限る。）、離島児童生徒支援センター、県立高等学校の寄宿舍、県立特別支援学校の寄宿舍、名護市県立高等学校北部合同寄宿舍、警察施設（留置施設及び保護所に限る。）、新型コロナウイルス感染症の患者等の検体の採取又は対面により検体の提出を受	6,030千円	日額4,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行うもの以外は、日額3,000円） 同一の日において、作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか1の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の最も高いもの（その額が同類の場合にあっては、その手当のいずれか1の手当）以外の手当は支給しない。

	ける場所 【業務】 (5) 新型コロナウイルス感染症の患者等の看護、健康管理、生活支援又は搬送の作業 (6) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する積極疫学調査（対面による場合に限る。） (7) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する検体の採取の作業 (8) (7)の作業に附随して新型コロナウイルス感染症の患者等に対面して行う介助又は説明の作業 (9) 作業場所の要件に該当する施設等の消毒の作業 (10) 作業内容の要件に該当する作業に従事したものが着用した感染防止の用に供する衣類の消毒の作業	
	上記に掲げるもの以外の業務で、新型コロナウイルス感染症に対処するため(11)から(16)までに掲げる業務 (11) 特定警察官及び渉外事件通訳員による交通の取締り又は道路における事故（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における物の損壊のみの事故を除く。）の処理の作業 (12) 警ら用無線自動車に乗車して行う警らの作業又は交通取締用児童二輪車に乗車して行う警らの作業 (13) 死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	日額4,000円（新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体に接触して行うもの以外は、日額3,000円） 同一の日において、作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか1の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか1の手

		(14) 特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員による私服を着用して現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作用 (15) 特定警察官による警らの作業（(12)の作業を除く。） (16) 前各号に掲げる作業以外の作業で人事委員会が認める作業	当) 以外の手当は支給しない。
--	--	---	-----------------

備考 新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例は、令和2年7月31日に公布された「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第39号）」により、令和2年2月1日から適用されている。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算見込み）	3,842,906千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）	453千円
支給実績（令和4年度決算）	3,855,602千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	461千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算見込み)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算見込み)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）	同じ。	—	3,100,663千円	273,524円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額	同じ。	—	2,682,528千円	276,920円

	(2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2 km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる。	交通機関利用の支給限度額は、月額55,000円	1,943,706千円	90,649円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	—	326,861千円	561,617円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる。	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,042,890千円	681,627円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額414,800円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額30,000円以内（15年間漸減しながら支給）	異なる。	獣医師に支給なし	100,192千円	1,318,316円
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	766,188千円	614,918円
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転した	同じ。	—		

	とき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ8パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額			1,386,236千円	798,523円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ。	—	551,862千円	156,423円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	270,584千円	106,028円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円）	同じ。	—	186,356千円	71,319円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ。	—	11,330千円	124,505円

義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			951,444千円	58,979円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の2パーセント又は4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の3パーセント又は6パーセント			50,981千円	233,858円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6パーセント（定時制通信教育手当を受ける者は4パーセント）			125,340千円	243,852円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8パーセント			28,675千円	295,619円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等
給料	知 副 知 事		1,230,000円 970,000円
報酬	議 副 議 長 副 議 長 員		980,000円 840,000円 750,000円
期末手当	知 副 知 事	(令和5年度支給割合)	3.15月分 (3.25月分)
	議 副 議 長 副 議 長 員	(令和5年度支給割合)	3.15月分
退		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)

職 手 当	知 事 副 知 事	123万円×在職月数×0.50 97万円×在職月数×0.42	2,952万円 1,955万円	任期毎 任期毎
-------------	--------------	-----------------------------------	--------------------	------------

備考 1 期末手当の（）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 28,886,839	千円 732,263	千円 1,899,917	% 6.6	% 6.7

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B÷A	(参考) 都道府県平均1人 当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和5年度	人 238	千円 942,626	千円 295,991	千円 276,405	千円 1,515,022	千円 6,366	千円 6,834

備考 1 表中「職員数」は、令和6年3月31日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費267,675千円は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	45.6 歳	343,700 円	513,325 円
団 体 平 均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円
事 業 者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(v) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
令和5年度1人当たり平均支給額 1,161千円	令和5年度1人当たりの平均支給額 1,606千円
令和5年度支給割合 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	令和5年度支給割合 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和5年4月1日現在）

沖 縄 県			（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	勤続20年	19.6695月分	24.58655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2パーセントから45パーセントまでの割合 を加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2パーセントから45パーセントまでの割合 を加算）		
（退職時特別昇給 無 ）			（退職時特別昇給 無 ）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
19,914千円			13,145千円		

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）			774千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）			386,808円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
埼玉県和光市	1人	16.0%	16.0%
大阪府枚方市	1人	10.0%	10.0%

d 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）			4,562千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）			33,541円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算見込み）			57.0%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算見込み）	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	2,475千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	11千円	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,593千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査	150千円	日額300円

		等		
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	37千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	50千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	2千円	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	234千円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	9千円	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算見込み）	84,974千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）	357千円
支給実績（令和4年度決算）	84,523千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	349千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円（企業職7級以下） 月額3,500円（企業職8级以上） (2) 子 月額10,000円（16歳から22歳の子1人につき、5,000円加算）	同じ。	—	38,209千円	289,465円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以	同じ。	—	28,852千円	300,545円

	下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	35,608千円	158,963円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	—	360千円	360,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	15,118千円	755,880円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ12,000円から6,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日（の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ6,000円から3,000円までの範囲内の額）	同じ。	—	211千円	19,182円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の1	同じ。	—	12,116千円	144,238円

	50までの範囲内の割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	6,906千円	181,747円

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 638,950	千円 △908	千円 21,050	% 3.3	% 3.4

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均1人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和5年度	4人	千円 13,296	千円 3,046	千円 3,742	千円 20,084	千円 5,021	千円 6,326

- 備考 1 表中「職員数」は、令和6年3月31日現在の人数である。
2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,864千円を含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	36.3歳	284,885円	420,919円
団体平均	44.8歳	342,485円	526,014円
事業者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(7) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和5年度1人当たり平均支給額 935千円	令和5年度1人当たり平均支給額 1,434千円
令和5年度支給割合 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	令和5年度支給割合 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで

管理職加算 10パーセント	管理職加算 10パーセント
---------------	---------------

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和5年4月1日現在）

沖縄県			（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2パーセントから45パーセントまでの割合を加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2パーセントから45パーセントまでの割合を加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
－円			－円 5,559千円		

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）			0円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	0人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	0人	10.0%	10.0%

d 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）			28千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）			14,225円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算見込み）			50%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算見込み）	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	26千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	－	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所 浄水課及び配水管理課 水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	－	月額4,700円
		特殊現場又は危険な	－	日額300円

特殊現場作業手当	職員	工事箇所で行う監督、測量検査、調査等		
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	2千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	—	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算見込み）	1,402千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）	351千円
支給実績（令和4年度決算）	1,887千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	472千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。
- f その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円（企業職7級以下）、月額3,500円（企業職8級） (2) 子 月額10,000円（なお、16歳から22歳の子については、一人につき、5,000円加算）	同じ。	—	378千円	378,000円

住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	737千円	245,666円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	470千円	117,617円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正	同じ。	—	—	—

	規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	30千円	29,632円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	—	—

ウ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用A	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 71,287,545	千円 6,497,953	千円 37,419,603	% 52.5	% 55.0

区分	職員数A	給与費				1人当たり給与費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均1人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
令和5年度	人 3,229	千円 15,391,144	千円 8,783,359	千円 5,641,154	千円 29,816,657	千円 9,234	千円 7,469

備考 1 表中「職員数」は、令和6年3月31日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	35.9 歳	397,211 円	769,502 円
医師	40.0 歳	555,988 円	1,659,225 円
看護師	35.1 歳	295,426 円	524,675 円
事務職員	45.6 歳	311,100 円	523,473 円
団体平均	42.0 歳	334,023 円	617,918 円
医師	42.4 歳	585,961 円	1,445,170 円

看護師	40.1 歳	303,881 円	504,528 円
事務職員	45.0 歳	337,999 円	536,991 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和5年度1人当たり平均支給額 1,747千円	令和5年度1人当たりの平均支給額 1,494千円
令和5年度支給割合 期末手当 2.45 月分 (1.38)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.98)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和5年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 2,350千円 21,485千円	1人当たり平均支給額 6,729千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）			351,379千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）			894,095円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	393人	16.0%	— %

d 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算見込み）	1,340,917千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）	276,831円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算見込み）	92.6%
手当の種類（手当数）	16

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (令和5年度 決算見込み)	左記職員に 対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師 以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		10千円	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務			
伝染病防疫手当 （特定コロナ関連業務）	職員	新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある病院、診療所、宿泊施設、患者等搬送に使用する自動車内部又はこれらに準ずるものとして管理者が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた作業 (1) 患者等に接して行う診察、検査、検体採取、治療、看護その他の作業 (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着した疑いのある物件の処理の作業 (3) 患者等の搬送の作業 (4) 前(3)に掲げる作業以外の作業で管理者が認める作業		66,330千円	日額3,000円 （患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、日額4,000円）
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時）において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務	433,620千円	1回7,300円
			深夜における勤務時間が4時間以上	87,738千円	1回3,550円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	104,368千円	1回3,100円
			深夜における勤務時間が2時間未満	13千円	1回2,150円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		3,577千円	1回1,620円

巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務		—	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者			18千円	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務		18,064千円	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等		323,744千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務		4,800千円	月額100,000円
		放射線診療又は麻酔の業務		18,625千円	月額 50,000円
		離島精神科医師の業務		7,245千円	月額150,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	167千円	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	8千円	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満	—	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務		—	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務		5,299千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業		—	日額230円
性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。		930千円	日額15,000円
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、		33,089千円	1時間3,500円

		正規の勤務時間以外の時間において診療の業務に従事した場合に支給する。			
感染拡大時派遣対応特別手当	職員	新型コロナウイルス感染症のまん延により県内の医療提供体制がひっ迫し、県立病院の体制を強化する必要があると管理者が認める機関に従事した5日以上の業務		—	1回65,000円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	4時間以上	—	日額45,600円
			3時間以上4時間未満	—	日額17,100円
			2時間以上3時間未満	—	日額11,400円
			2時間未満	—	日額5,700円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける職員	感染拡大防止対策作業	4時間以上	—	日額22,400円
			3時間以上4時間未満	—	日額8,400円
			2時間以上3時間未満	—	日額5,600円
			2時間未満	—	日額2,800円
		感染拡大防止対策作業以外の作業	4時間以上	—	日額16,800円
			3時間以上4時間未満	—	日額6,300円
			2時間以上3時間未満	—	日額4,200円
			2時間未満	—	日額2,100円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)から(3)まで又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)から(3)までの適用を受ける職員以外の職	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	4時間以上	—	日額9,600円
			3時間以上4時間未満	—	日額3,600円
			2時間以上3時間未満	—	日額2,400円
3時間以上4時間未満			—	日額1,200円	
特定看護分野業務従事手当	看護師	専従の職員として届出がされている感染管理　皮膚・排泄		1,238千円	日額500円

		ケア及び緩和ケアに係る認定看護分野の認定看護師が当該認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したとき		
看護職員等処遇改善手当	看護師、臨床検査技師等コメディカル及び看護補助員等	看護等の業務に従事したとき	232,045千円	病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員 月額10,500円 それ以外の職員 月額2,400円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算見込み）	3,081,840千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）	968千円
支給実績（令和4年度決算）	3,046,528千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	948千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。
- f その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 月額10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算）	同じ。	—	359,982千円	260,857円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	423,846千円	279,030円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算	同じ。	—	220,596千円	96,880円

	(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	— —	64,182千円	611,257円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ。	—	47,801千円	1,062,240円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。 (1) 医師又は歯科医師 月額344,500円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 精神科を本務とする医師 月額365,600円以内（35年間漸減しながら支給） (3) 薬剤師 月額50,000円以内（12年間漸減しながら支給）	異なる。	県立病院において、人材確保が困難である左記職種を対象に支給	1,410,369千円	3,169,368円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	386,601千円	548,371円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	471,679千円	234,783円
宿日直手当	1 病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 1回につき 30,000円 ただし、職日直勤務としての勤務時間が5時間に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。 宿日直勤務又は日直勤務から引き続いて行われる日直勤務又	同じ。	—	3,381千円	375,611円

	は宿日直勤務の時間が18時間以上に及ぶ場合には、前項の規定にかかわらず、宿日直手当の額は、前項に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。 2 病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士の宿日直勤務 1 回につき 6,100円 ただし、宿日直勤務としての勤務時間が5時間に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。				
--	---	--	--	--	--

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	(下記以外) 午前8時30分 (教育庁(小中)) 午前8時15分 (教育庁(県立)) 午前8時30分 (警察本部) 午前9時30分	(同左) 午後5時15分 (同左) 午後4時45分 (同左) 午後5時 (同左) 午後6時15分	(同左) 正午から午後1時まで (同左) 45分(市町村による) (同左) 45分 (同左) 正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。

2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（令和5年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
797,448.1日	337,440.6日	21,445人	16日

備考 1 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

2 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

(3) 特別休暇等の状況（令和5年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病により請求した場合は、120日。職員が精神性疾患により療養のための休暇を請求した場合は、最初に請求する場合に限り、連続する180日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内（6週間を下回らない）
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母又は子7日、祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日（企業局8日）
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災火災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災火災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続する15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間

18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合は、10 日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5 月から 11 月までの期間内に 5 日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5 日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日（要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合は、10 日）の範囲内の期間
21 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
22 旧盆休暇	旧盆該当日のうち 1 日
23 妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合	1 回につき 1 日以内で必要な時間（頻度は妊娠週数又は産後期間による。）
24 妊娠中の女子職員がつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき 7 日を超えない範囲内の期間（企業局 10 日を超えない範囲内の期間）
25 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前 10 日以内及び出産後 10 日以内において、3 日を超えない範囲内で必要と認める期間
26 風水震災その他天災地変により本人（10 に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居が滅失し、又は破壊され、その復旧作業に従事する場合	(1) 本人の住居 10 日以内 (2) 家族の住居 5 日以内
27 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
28 社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間
29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
30 永年勤続職員休暇	勤続年数 20 年又は 30 年に達する職員に対し、1 回に限り 3 日以内（週休日、休日及び休日の代休日を除く。）で連続する必要と認める期間
31 組合休暇（無給休暇）	1 暦年について 30 日の範囲内の期間（警察本部を除く。）
32 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月の期間内において必要と認

	められる期間
33 介護時間（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5 職員の休業の状況（令和5年度）

(1) 育児休業取得者数

（単位：人）

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
316	688	1,004	20	141	161	12	56	68

(2) 自己啓発等休業

ア 取得者数（単位：人）

年度取得者数		
男性	女性	計
3	7	10

イ 取得状況

（単位：人）

教育施設									奉仕活動		
大学			大学院			その他					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
1	3	4	2	1	3	0	2	2	0	1	1

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

(3) その他の休業

（単位：人）

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	1	1	0	0	0	1	7	8

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（令和5年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	1	1,077	1,078
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少	第28条第1項第4号				

により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			1	1
沖縄県職員の分限に関する条例第2条の規定による場合	第27条第2項			0	0
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第7条の規定により失職しなかった者					0
合計		0	1	1,078	1,079

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（令和5年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	4	10	4	19
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	2	1	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	0	2	0	3
合計		2	6	13	4	25

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業への従事等許可の状況である。

営利企業への従事等許可の状況（令和5年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業への従事等許可申請	529件	529件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）に基づく退職者（管理又は監督の地位にある職員であった者に限る。）の離職後2年間の再就職状況である。

再就職の状況（令和5年度）

（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
0	27	27

- 備考 1 公社等外郭団体とは、公社等の指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）別表1に掲げる法人である。
- 2 職員の退職管理の状況については、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/jinji/h29_saishyushokujoukyou.html）でも公開している。
- 3 令和5年度に再就職した者のうち、令和6年6月30日までに届出があったものを計上している。

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（令和5年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	県の組織と仕事、ビジネスマナー等	令和5年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	2回	195人
新採用職員後期研修	地方自治法演習、地方公務員法演習等	令和5年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	2回	198人
【教育庁】 新規採用事務職員研修	行政説明、講話等	小中学校新規採用事務職員	1回	21人
		県立学校新規採用事務職員	3回	8人
【教育庁】 新任主任事務職員研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任主任事務職員	1回	16人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任主任	1回	2人
【教育庁】 新任事務主査研修	講話、グループ討議、先進事例報告等 ※オンラインにて実施	小中学校新任事務主査	1回	17人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任事務主査	1回	27人
【教育庁】 事務長・事務主幹研修	行政説明、講話、先進事例報告等 ※オンデマンドにて実施	小中学校事務長・事務主幹	1回	77人
【教育庁】 事務職員研究大会	行政説明、講話、実践研究報告等 ※オンデマンドにて実施	小中学校全事務職員	1回	450人
【教育庁】 新規採用事務司書研修	行政説明、講話等	県立学校新規採用事務司書	3回	2人
【教育庁】 県立学校事務長研修会	行政説明、講話、先進事例報告等	県立学校事務長	1回	76人
【教育庁】 県立学校事務職員（図書館担当）研修会	行政説明、実践事例発表等 ※オンデマンドにて実施	県立学校事務職員（図書館担当）	1回	75人
【教育庁】	行政説明、講話、実践研究報告等	県立学校事務職員	1回	287人

県立学校事務職員研修会	※オンデマンドにて実施			
【警察本部】 新採用職員教養（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに、体力気力の錬成を図る。	令和５年度に採用された警察職員	３回	97人
【警察本部】 新採用職員教養（初任補修科）	警察官としての職務倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、地域警察活動の基本となる法学、実務、術科等の教養を実施する。	令和４年度採用（大卒以外）及び令和５年度採用（大卒）の新規採用職員研修（初任科）を修了した警察官	２回	86人
【警察本部】 昇任時教養	組織運営の中核を担う立場の職員としての知識技能の習得を図る。	巡査部長及び警部補（警察官）や主任及び係長（警察事務職員）に昇任し、又は昇任が予定されている職員	県学校 ２回 ----- 県外学校 24回	28人 ----- 161人
【警察本部】 専科教養	職員の専門的知識の修得や実務能力の向上を図る。	警察職員	県学校 25回 ----- 県外学校 126回	254人 ----- 162人
【警察本部】 語学研修	警察業務における通訳能力を有する職員を育成する。	警察職員	県学校 ７回 ----- 県外学校 ５回	12人 ----- ５人
【警察本部】 訓練指導員研修	各種訓練の指導にあたる職員の指導力及び安全管理能力向上を図る。	訓練指導員に指定された警察官	14回	196人
【警察本部】 定期教養	警察職員としての職務倫理及び当面の警察業務における重要課題等について理解を深め、警察官に求められる誇りと使命感の醸成を図る。	一定期間、警察学校に入校して教養を受ける機会がなかった警部補以下の警察官	５回	120人
【警察本部】 警察車両運転技能研修	警察職員としての交通法令の知識研鑽と車両運転技能の向上を図る。	緊急自動車の運転に従事する警察職員	11回	272人
【警察本部】 若手警察官早期育成講座	実務経験の浅い若手警察官の実務能力の向上を図る。	採用時教養終了後から１年未満の警察官	12回	392人 （延べ人数）
【警察本部】 実戦的総合訓練指導者研修会	実際の現場で発生が予想される様々な状況に的確に適用し現場対応、現場指揮、捜査書類等の作成等の職務を適正に遂行することができる人材の育成を図る。	各所属において実戦的総合訓練を指導する警察官	２回	74人
【警察本部】 派遣・出向者研修	生活における留意事項、勤務における心構えなど、派遣・出向に伴う不安軽減を図る。	他機関、他府県へ派遣・出向する警察職員	２回	21人
【警察本部】 新任警察署長所属長研修	警察組織運営や管理等に関する専門知識技能等の修得を目的とする。	新たに警察署長、所属長へ任命された警察職員	１回	25人

【警察本部】 新任副署長次席研修	所属の運営や管理に関する専門知識等の修得を目的とする。	新たに副署長次席へ任命された警察職員	1 回	25人
【警察本部】 警察署新任課長研修	当直責任者としての留意事項、必要な基礎知識等の修得を目的とする。	新たに警察署の課長に任命された警察職員	1 回	27人
【病院事業局】 新採用職員研修	・局長講話 ・給与制度 ・人事評価 ・文書事務 ・情報セキュリティ ・会計事務の基本 ・経営企画、保険診療、材料 ・共済制度、公務災害 ・地方公務員の服務	看護師、コメディカル、病院事務	2 回	235人
【病院事業局】 主任研修	・主任の役割 ・部下後輩の指導・育成 ・ファシリテーション	コメディカル、病院事務	2 回	100人
【病院事業局】 主査研修	・主査の役割 ・人材育成 ・対話（面談）のスキル	コメディカル、病院事務	2 回	113人
【病院事業局】 管理職研修	・リーダーシップと組織作り ・問題の本質の見極めと対策の意思決定	医師、看護師、事務	2 回	10人
【病院事業局】 診療情報管理士養成研修	一般社団法人日本病院会が実施する診療情報管理士の基礎課程・専門課程の通信教育を受講する。	病院事務	1 回	0 人
【病院事業局】 コンプライアンス・研修	・コンプライアンスとは ・コンプライアンスの本質 ・コンプライアンス違反と起こさない職場づくり	全職員	1 回	161人
【病院事業局】 人材育成研修	・コストマネジメント研修 ・病院収益改善研修 ・財務会計研修（初級編） ・財務会計研修（実践編） ・経営管理研修 ・出納員研修 ・医療事務入門研修（動画）	病院事務	通年	130人
主任級第一部研修	公務員倫理Ⅰ、メンタルヘルス等	主任級職員	4 回	123人
主任級第二部研修	説明力向上	主任級職員	2 回	108人
主査級第一部研修	公務員倫理Ⅱ、メンタルヘルス等	主査級職員	4 回	215人
主査級第二部研修	求められる行動・姿勢、コミュニケーション等	主査級職員	4 回	127人
再任用職員研修	再任用職員としての心構え等	再任用職員	1 回	24人
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員の服務等	会計年度任用職員	1 回	1,016人
班長級第一部研修	公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス等	班長級職員	3 回	107人
班長級第二部研修	リーダーシップ	班長級職員	3 回	108人

課長級研修	県職員の労務管理、人事評価制度等	課長級職員	1 回	56人
管理者特別研修	講話、講演等	課長级以上職員	1 回	296人
フレッシュマントレナー養成研修	新採用職員職場における指導等を行うフレッシュマントレナー制度について等	指名された職員	3 回	107人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁及び民間企業等へ職員を派遣する。	—	1 回	33人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	3 回	3 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（令和5年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	受診率99.9パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している。）
職員の元気回復に関すること	教職員元気力アップ事業	【教育庁】 相談者数118名
	定時退庁日及び休暇取得目標日数の設定	【警察本部】 休暇取得目標達成率 年休10日以上：68.0パーセント、夏期休暇5日以上：95.1パーセント
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部局】 4 か所（293戸） 東京34戸、名護54戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】 1 か所（4 戸） 名護 4 戸 【教育庁】 4 か所（254戸） 沖縄本島92戸、久米島31戸、宮古66戸、八重山65戸
	医師、看護師、職員住宅及び民間住宅の借り上げ	【病院事業局】 北部21戸、宮古58戸、八重山92戸、附属診療所32戸
	ライフプランセミナー	【知事部局】 ・50歳代からのライフプラン（45名） ・30歳、40歳代のライフプラン（36名）
	福利厚生施策セミナー	【警察本部】 ・ライフプランセミナー（20～40歳代） ・セカンドライフセミナー（50歳代～退職予定） ・介護・相続セミナー（全職員）

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（令和5年度）

前年度末現在 未処件数	受理件数	認定件数	取下げ件数	年 度 末 未処件数
----------------	------	------	-------	---------------

		公務上	公務外		
14	303	244	3	1	69

イ 通勤災害（令和５年度）

前年度末現在 未処 理 件 数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 末 未処 理 件 数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	22	14	3	0	5

第３ 人事委員会の業務の状況

１ 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（令和５年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験 合 格 者 数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行 政 Ｉ	850	709	170	108	6.6
心 理	21	18	4	1	18.0
社 会 福 祉	53	50	24	20	2.5
電 気	25	21	14	8	2.6
機 械	12	11	4	3	3.7
土 木	42	39	22	15	2.6
建 築	17	13	6	6	2.2
化 学	15	13	6	3	4.3
農 業	30	26	20	14	1.9
農 業 土 木	9	5	4	4	1.3
農 芸 化 学	11	8	7	4	2.0
畜 産	10	10	3	2	5.0
林 業	11	6	2	1	6.0
水 産	8	7	4	3	2.3
病 院 事 務	66	56	15	14	4.0
警 察 事 務	82	66	4	2	33.0
警察科学（化学）	21	16	5	2	8.0
計	1,283	1,074	314	210	5.1

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第１次試験 合 格 者 数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
県立学校事務Ⅰ	148	83	12	8	10.4

県立学校事務Ⅱ	41	36	9	5	7.2
市町村立学校事務	264	178	65	43	4.1
計	453	297	86	56	5.3

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一般事務	298	126	10	7	18.0
土木	13	9	3	1	9.0
農業土木	12	6	1	1	6.0
警察事務	123	58	6	1	58.0
計	446	199	20	10	19.9

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
警察官A（男性）	171	134	65	28	4.8
警察官A（女性）	48	32	22	10	3.2
警察官B（男性）	409	214	90	23	9.3
警察官B（女性）	157	57	25	8	7.1
計	785	437	202	69	6.3

オ 障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一般事務	42	34	16	9	3.8
計	42	34	16	9	3.8

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次 試験日	第1次試験 合格発表日	第2次 試験日	最終合格 発表日
上級試験	4月21日	4月28日から 5月19日まで	6月18日	6月30日	7月8日から 8月9日まで	8月25日
中級試験	4月21日	7月10日から 7月31日まで	9月24日	10月6日	10月22日から 11月9日まで	11月24日
初級試験	4月21日	7月10日から 7月31日まで	9月24日	10月6日	10月22日から 11月9日まで	11月24日
警察官A	4月21日	4月28日から 5月19日まで	7月8日及 び同月9日	7月21日	8月15日から 8月18日まで	9月22日

警察官 B	4 月 21 日	7 月 3 日から 8 月 10 日まで	10 月 14 日及 び同月 15 日	10 月 27 日	11 月 11 日から 11 月 28 日まで	12 月 15 日
障害者を対象とした 採用選考試験	公告対象外	7 月 10 日から 7 月 31 日まで	10 月 15 日	10 月 27 日	11 月 10 日から 11 月 16 日まで	12 月 1 日

備考 警察官 A 及び警察官 B 試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（令和 5 年度）

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	合計	
統括監級	2				2	2
課長級		5	6		11	11
班長級	1	3		3	7	7
主査級	7	23	10	10	50	50
主事・主任級	3	11	8	12	34	34
学芸員	2				2	2
保健師	9				9	9
精神保健福祉士						
獣医師	5				5	5
学校栄養職員		1			1	1
診療科部長						
診療科副部長						
医長						
医師	2			59	61	61
看護師				119	119	119
薬剤師	1			12	13	13
診療放射線技師						
臨床検査技師				3	3	3
臨床工学技士				4	4	4
理学療法士				3	3	3
管理栄養士				7	7	7
航海士						
通信長						
機関士						
機関員		1			1	1

司厨員						
甲板員		2			2	2
計	32	46	24	232	334	334

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（令和5年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	第2次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長（一般）	大学卒業者 巡査の階級に3年以上在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上在級している者 その他 巡査の階級に5年以上在級している者	第1次 令和5年5月27日 第2次 令和5年6月16日 第3次 令和5年8月7日及び8月8日	622	604	90	55	41	15.2
警部補（一般）	大学卒業者 巡査部長の階級に2年以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年以上在級している者	第1次 令和5年6月10日 第2次 令和5年7月3日 第3次 令和5年8月4日及び8月7日	565	519	81	50	33	15.7
警部（一般）	警部補の階級に4年以上在級している者	第1次 令和5年6月7日 第2次 令和5年7月19日 第3次 令和5年9月19日及び9月20日	401	370	74	35	22	16.8

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（令和5年度）

職種		選考申請人数								選考承認人数
		知事部局	企業局	病院事業局	議会事業局	教育委員会	警察本部	人事委員会事務局	監査委員事務局	合計
部長級		12		2			4		1	19
統括監級		17	1	6		5	1	1	1	32
課長級		37	2	12		10	13			74
班長	班長（主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等含む。）	71	6	3		27	7			114
	部長・副部長（医師）			12						12

級	看護主幹（看護主幹、副看護部長等含む。）			18					18	18
	技師長（薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む。）			5					5	5
主査級										
主任級		1							1	1
計		138	9	58		42	25	1	2	275

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和5年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
令和5年10月13日	○ 報告 1 給与改定について (1) 給料表 給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。 (2) 初任給調整手当 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。 (3) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。 支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。 定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。 (4) その他の課題 ア 獣医師の処遇 獣医師については、人材確保を図る観点から、他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の見直しによる処遇の改善に向け取り組む必要がある。 イ 会計年度任用職員の給与 会計年度任用職員については、地方自治法改正の趣旨や国の非常勤職員の取扱いと均衡を図る観点から、勤勉手当の支給等、適切に対応する必要がある。 2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 人事院においては、人材確保を支える処遇の実現、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現、職員の選択を後押しする給与制度上の措置について、令和6年に向けて検討することとしている。 本県においても、優秀な人材の確保、職員の能力・実績や職責の的確な反映及び職員のワークスタイル・ライフスタイルに適切に対応できる給与制度としていくため、国及び他の都道府県の動向を注視していく必要がある。 3 勧告実施の要請 人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。 近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民福祉の向上のため、様々な分野で日々職務に精励してお	

	り、適正な処遇を確保することは、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気を高く保持し、また多様な人材の確保や組織活力の向上等を通じて、将来にわたる県行政の効率的、安定的な運営に資するものである。 議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。	
	○ 勧告 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。 (2) 諸手当 ア 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。 イ 期末手当及び勤勉手当 (ア) 令和5年12月期の支給割合 a 特定幹部職員以外の職員 勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。 b 特定幹部職員 勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。 (イ) 令和6年6月期以降の支給割合 a 特定幹部職員以外の職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。 b 特定幹部職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。	勧告どおり実施
	2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。 (2) 期末手当 ア 令和5年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。 イ 令和6年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。	
	3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。 (2) 特定任期付職員の期末手当 ア 令和5年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。 イ 令和6年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。	
	4 改定の実施時期 この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。	

○ 公務運営の課題に関する報告

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、全国と同様に職員採用試験の受験申込者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種や免許等を要する職において、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、採用試験合格者の辞退率も高い水準で推移しており、職員採用を取り巻く環境は、今後、ますます厳しくなることが予想される。

これに対処するため、国や他の都道府県を参考に、新たな採用試験のあり方を検討しているところであるが、特に、受験者確保のため、公務員志望者のみならず、広く民間企業志望者の受験意欲も喚起するような、働く環境や処遇の改善、公務の魅力の発信といった、選ばれる組織となるための取組を検討していく必要がある。

(2) 人材の育成

少子高齢化への対応や災害・感染症への対策強化のほか、働き方改革やDXの推進など、行政に求められる役割や職員の働き方は大きな変革を求められているところであり、また、国においても、「人材確保、人材育成、適正配置・処遇、職場環境の整備」という四つの要素を柱とした「人材マネジメント」の必要性を打ち出したところである。これらを踏まえて、沖縄県においても、改めて人材の重要性を認識するとともに、職員の成長や活躍を促し、その能力の発揮が組織力の向上につながるような、新たな人材育成基本方針の策定に取り組んでいただきたい。

(3) 女性と障害者の活躍推進

特定事業主行動計画に基づく女性職員の積極的な登用等は、組織の活性化を図っていく上で重要な取組であることから、今後も目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。

障害者の採用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き任命権者における積極的な採用が求められているところである。採用に際しては、既存の職に充てるだけでなく、障害特性に応じた職務の切出し、短時間勤務、適当な職の新設等も含めた多様な勤務のあり方を踏まえて検討する必要がある。

加えて、障害者職員に対する合理的配慮については、当該職員と職場の双方にとって有益であり、職場環境の改善にもつながるものであることから、今後も研修等を通じて適切な運用に努めていただきたい。

(4) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用するものであり、導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果がある。また、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導につながっている。

人事評価を職員の意欲と能力の更なる向上や組織の活性化に資するものとするためには、制度の理解と評価への納得度が重要であることから、評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていく必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、公務能率の向上を図る上で重要な課題である。

本県においては、令和2年4月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けている。

任命権者は、管理監督者が職員に対し上限を超えて時間外勤務等を命じた場合は、それが公務の運営上真にやむを得なかったのかどうかについて事後に検証し、職員の健康と福祉を確保

するため、改善に向けた対策を講じなければならないこととなっているが、十分に組み込まれていない状況にあるため、早急に取り組む必要がある。

上限を超えた時間外勤務等の検証を行うためには、勤務管理システム等を活用し、客観的な記録により時間外勤務時間を把握することが有効であり、管理監督者においては、客観的な勤務の記録を検証し、業務配分の点検等負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定については、指定後速やかに全ての職員に周知しなければならないことにも留意する必要がある。

全国的にも課題となっている教職員の長時間勤務の是正について、国においては、更なる働き方改革、教師の処遇改善のあり方等について議論しているところである。

本県教育委員会においては、本年4月に「働き方改革推進課」を設置したところであり、同委員会で定める「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」や「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づく働き方改革の実現に向け、関係団体や地域との連携を図りながら、実効性のある取組を推進していただきたい。

併せて、議会对応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、デジタル技術の活用による効率化はもとより、関係機関が職員の勤務実態の検証結果等を踏まえながら、協力して取り組むことが重要である。議会におかれても、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただいているところであるが、今後とも引き続き御理解と御協力をお願いしたい。

それぞれの部署において、業務の再配分や合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合は、業務の質と量に応じた職員配置を行う必要がある。また、長時間の時間外勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施するべきである。

(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現

職員が希望するワークスタイル・ライフスタイルを実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や事情に応じたより柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産や育児のほか、介護、自己啓発等各職員のライフステージに即した支援制度が十分に活用されることも重要である。

フレックスタイム制、テレワークを含めた柔軟な働き方は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能力の向上にも資するものであると考えられることから、本県においても、他の都道府県の状況等も踏まえ検討する必要がある。

なお、人事院においては、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができ、措置の対象を育児や介護をする職員以外の職員にも拡大できるようフレックスタイム制を見直すこととしている。

また、勤務間のインターバルの確保については職員の健康保持のために有用であるとして、人事院は新たに努力義務を設けることとしている。仕事と生活の調和のとれた働き方を追求するためにも重要であることから、本県においても検討する必要がある。

これらの制度の導入に当たっては、業務体制の見直しや業務合理化等による時間外勤務の縮減、人員配置の最適化等が重要であり、組織全体として業務の削減・合理化に積極的に取り組むことが必要である。

赴任に際し、転居を必要とする職員の住環境については、今後とも実態把握に努め、人事異動の円滑化に資する取組を継続していく必要がある。

(3) 心身の健康管理

職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する観点からも非常に重要である。

近年、労働者の健康を重要な経営資源ととらえ、積極的に労

働者の健康増進に取り組む「健康経営」を導入する企業が増加しており、本県でも、職員の健康保持・増進、働きがいのある職場づくりに取り組むため、令和4年に「うちなー健康経営宣言」を行っている。任命権者は職員のWell-beingを実現するため、職員の健康管理に係る施策について積極的かつ着実に推進する必要がある。

職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は増加傾向にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係、家庭等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制の更なる強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を実施し、迅速で的確なメンタルヘルスカケアを行うことが重要である。

また、産業医の面接指導においては、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負荷の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行う等、取組の拡充・強化を検討していただきたい。

ストレスチェックについては、一層の受検率の向上に努め、集団分析結果を職場の環境改善に活用するよう促していくことが重要である。

(4) ハラスメントの防止

昨年度に人事委員会が受け付けた職員からの苦情相談のうち、相談内容として最も多いのはハラスメント関係で、全体の約半数（51.5%）を占めている。

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、職員の尊厳、人格を傷つけるハラスメント行為は懲戒事由に当たることを認識する必要がある。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により、組織を挙げて不適切な言動を行わない、行わせない意識啓発を図ることが重要である。また、ハラスメント事案発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き相談体制の充実に努める必要がある。

3 定年年齢の引上げに関連する制度の適正な運用

将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年の段階的な引上げ期間においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する必要があり、職員の年齢構成や退職者数の見通し等を踏まえた中長期的な観点に基づく採用計画が必要である。

高年齢職員の働き方については、今般、定年前再任用短時間勤務制度や高齢者部分休業制度が導入されたところであり、その本格的な運用に向けて、引き続き検討していく必要がある。また、組織活力の維持・向上を図るためにも、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により降任した職員や高年齢職員の能力と経験を適切に発揮できる職や配置のあり方について、継続的に検討しなければならない。

4 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生し、懲戒処分がなされている状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。
勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

区分		前年度末現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係 る処理件数	年度末現在 未処理件数
県 分	給与	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	計	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
市 町 村 等 分	給与	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
合 計		2 (2)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（令和5年度）

区分		前年度末現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数	前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の審査 請求件数に係 る処理件数	年度末現在 未処理件数
分限処分		0	0	0	0	0	0

県 分		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	懲戒処分	2 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)
合 計		2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)

- 備考
- 1 件数は、審査請求をした個々の職員 1 人をもって 1 件としている。
 - 2 「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。
 - 3 「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
 - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には 1 事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを 1 事案としている。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074